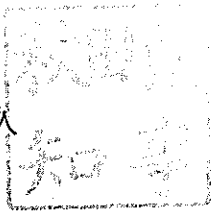


平成28年度 議案第2号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田県知事)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田県知事から依頼がありましたので、別紙のとおり
秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田県）

平成28年5月25日審議

秋田県都市計画審議会会長

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

秋田県知事 様

平成 28年 3月 3日
株式会社 高橋商事
申請者氏名 代表取締役 高橋 セン

【1. 申請者】	
【イ. 氏名のフリガナ】	カブシカイシャ タカハシヨウジ ケイエイトリシマリヤ タカハ セン
【ロ. 氏名】	株式会社 高橋商事 代表取締役 高橋 セン
【ハ. 郵便番号】	018-1504
【ニ. 住所】	秋田県潟上市飯田川飯塚字妙見9番
【ホ. 電話番号】	018-853-9510
【2. 設計者】	
【イ. 資格】	（1級）建築士 （大臣）登録第 206303 号
【ロ. 氏名】	吉田谷 昭仁
【ハ. 建築士事務所名】	（1級）建築士事務所（秋田県）知事登録第 12-10A-0597 号 株式会社 甲設計事務所
【ニ. 郵便番号】	010-0951
【ホ. 所在地】	秋田県秋田市山王三丁目8-34 山王ツインビル4F
【ハ. 電話番号】	018-866-2723

※手数料欄 ¥160,000 28.3.-9 秋田県建設事務所			
※受付欄 平成 28年 3月 3日 第 28.3.-3 号 建築住宅課 係員印 収受	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄 平成 年 月 日 第 号 係員印
※公示欄 平成 年 月 日 第 号 係員印 収受	※公開による意見の聴取の期日欄 平成 年 月 日 第 号 係員印	※建築審査会同意欄	※都市計画地方審議会の議欄 平成 年 月 日 第 号 係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】		秋田県大仙市花館字常保寺113、外	
【2. 住居表示】			
【3. 防火地域】		☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし	
【※4. その他の区域、地域、地区、街区】 法22条指定地区			
【5. 道路】			
【イ. 幅員】		13.000 m	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】		53.400 m	
【6. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】		(1) (5,178.07 m ²) () () () (2) () () () ()	
【ロ. 用途地域等】		(準工業地域) () () ()	
【ハ. 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合】		(200%) () () ()	
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合】		(60%) () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】		(1) 5,178.07 m ² (2)	
【ハ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		200%	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		60%	
【チ. 備考】			
【7. 主要用途】 (区分 08620) 産業廃棄物処理施設			
【8. 工事種別】 ☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)			
【イ. 建築面積】		(189.00 m ²) (28.50 m ²) (217.50 m ²)	
【ロ. 建築面積の敷地面積に対する割合】		4.21%	
【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)			
【イ. 建築物全体】		(162.00 m ²) (28.50 m ²) (190.50 m ²)	
【ロ. 地階の住宅の部分】		() () ()	
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】		() () ()	
【ニ. 自動車車庫等の部分】		() () ()	
【ホ. 住宅の部分】		() () ()	
【ハ. 延べ面積】		(190.50 m ²)	
【ト. 延べ面積の敷地面積に対する割合】		3.68%	
【11. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】		1	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】		1	
【12. 工事着手予定年月】 平成28年6月10日			
【13. 工事完了予定年月】 平成28年9月10日			
【14. その他必要な事項】			
【15. 備考】			

建築物別概要			
【1. 番号】	1		
【2. 工事種別等】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設		
【3. 構造】	鉄骨 造 一部 造		
【4. 高さ】			
【4. 最高の高さ】	6.580 m		
【4. 最高の軒の高さ】	6.300 m		
【5. 階別用途別床面積】			
【4. 階別用途別】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(1 階)	(08620)(産業廃棄物処理施設)	(162.00 m ²)	() (162.00 m ²)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
【4. 用途別】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(08620)	(産業廃棄物処理施設)	(162.00 m ²)	() (162.00 m ²)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

【6. その他必要な事項】
【7. 備考】

建築物別概要			
【1. 番号】	2		
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設		
【3. 構造】	軽量鉄骨 造 一部 造		
【4. 高さ】			
【4. 最高の高さ】	2.700 m		
【4. 最高の軒の高さ】	2.650 m		
【5. 階別用途別床面積】			
【4. 階別用途別】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(1 階)	(08470)(事務所)	()	(28.50 m ²) (28.50 m ²)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
(階)	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
【4. 用途別】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(08470)	(事務所)	()	(28.50 m ²) (28.50 m ²)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

【6. その他必要な事項】
【7. 備考】

付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、一日当たり24トンの処理能力を有する廃プラスチック類（廃タイヤ）の破砕施設です。
- 2 これまでは使用済タイヤを購入し、中古タイヤとして販売していました。今後は、タイヤチップにして売却するために破砕機を導入し、自社で破砕処理することから、廃棄物処理施設に該当するものです。
- 3 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第七号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法（以下、「法」という。）第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。

→参考①

- 4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

→参考②

- 5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。

→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

七 廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

廃棄物処理法施行令第2条（産業廃棄物）

（抜粋）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第2条第4項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～六(略) 該当する項目なし

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

- 2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

事業計画概要書

- 本事業計画は、
1. 産業廃棄物処理施設の立地に関する基準
 2. 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準
 3. 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準
- を基に計画、作成したものであります。

I 事業計画の目的

1. 破砕工場

現在、産業廃棄物収集運搬業を行っており、今までは、使用済タイヤを中古タイヤとして購入し海外輸出などしていましたが、この度、事業拡大にともない産業廃棄物である廃タイヤを自社で破砕し、タイヤチップにして売却するために、廃タイヤの破砕機の導入を計画いたしました。

今後稼働、円滑な運営を図るため、工場建物（鉄骨造）を新築し、作業環境の改善と騒音・振動・粉塵及び雨水の流入を防止するためのものであります。

2. 破砕機

1日当たり24トンの処理能力を有する廃タイヤの破砕機を事業拡大にともない、今回の新設を計画いたしました。

設備導入後は、維持管理計画を遵守し、今後は産業廃棄物中間処理業者として責任ある施設の運営をし、改善指導等があった場合は速やかに改善措置をとるものといたします。

II 事業の計画地

工場：秋田県大仙市花館字常保寺113
本社：秋田県潟上市飯田川飯塚字妙見9番

III 維持管理計画

1. 管理計画の策定

産業廃棄物施設に係る維持管理に関する計画は「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」・「保管施設の構造に関する基準の遵守について」に準拠して行うものとします。尚、事業者の責務を果たすため必要に応じて、事前協議又は廃棄物の処理・管理に関し秋田県及び大仙市から改善指導があった場合は速やかに改善措置をとると致します。

2. 技術管理者の選任及び責務について

産業廃棄物処理施設を管理するため技術管理者を選任し、施設全体の安全衛生管理及び作業員の安全衛生管理をする。特に従業員への処理施設・保管施設の構造に関しての必要な教育を実施し、災害・事故等の防止を徹底します。

3. 作業の維持管理及び安全管理

イ. 囲い等について

作業終了後及び作業員が不在の時、みだりに人が施設に立ち入るのを防止するための防護柵

を設置し、出入り口を閉鎖する。囲い等が破損した場合は直ちに補修する。

ロ. 飛散流出及び地下浸透の防止

施設の外に廃棄物が飛散、流出又は地下浸透しないように保管施設を囲い、コンクリートで被覆等適切な方法を講ずること。廃棄物が雨水と接触し、汚水が流出しないよう必要な措置を講ずる。

ハ. 悪臭防止

廃棄物より悪臭が発生しないように監視を続けること。悪臭の発生が予測される場合は、直ちに防臭剤の散布その他必要な措置を講ずることができるよう準備しておくこと。保管期間を出来るだけ短縮し、廃棄物の変化を防止し、悪臭の発生を防止する。

ニ. 防火

消火器、その他消火設備を備えておくとともに、常に所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。施設内での火器の使用を厳禁する。

ホ. 衛生・害虫の発生防止

施設の敷地内に、鼠・蚊・蠅等が発生しないよう清潔を保つこと。害虫等が発生する恐れがある場合には、直ちに防虫剤及び殺虫剤の散布その他必要な措置ができるように準備しておく。

ヘ. 騒音・振動及び粉塵の防止

廃棄物の運搬に使用する車両及び保管作業に使用する機械により発生する騒音等が、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう十分な措置を講ずる。

ト. 使用道路の安全確保等

安全な走行速度による走行をする。

荷崩れ等を生じさせないよう、十分な点検及び対策を講じた上で通行する。

歩行者がいる場合、その安全確保を最重点とする。

使用道路については、常に清潔の保持に努める。

使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全確保に努める。

チ. 記録及び保存

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）規則第10条の8及び第10条の21に規定する帳簿については、1年ごとにとりまとめ、5年間保存する。

記録等は、速やかに提示できるよう、管理事務所等に備えておく。

4. 搬入廃棄物の確認

搬入された廃棄物について、中間処理できる品目以外のものの混入を避けるため及び排出業者を確認するため次による管理を徹底する。

イ. 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、搬入されたものが中間処理等が可能な品目であるかを確認する。

ロ. 中間処理できる品目以外の廃棄物が荷降ろしされた場合には、速やかに撤去する。

ハ. 中間処理できる品目以外の廃棄物が混入されて搬入されないよう、排出業者及び収集運搬業者との連携を密にする。

ニ・排出事業者及び搬入品目については、常に契約書、廃棄物管理票等で確認し、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。

5. 廃棄物の性状の確認

受け入れる産業廃棄物の種類及び量が中間処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行う。

6. 飛散流出に関する措置について

イ. 粉塵の発生防止

粉塵の発生防止には、散水を行うなど適切な措置を講ずる。

ロ. 雨水等の流入防止

雨水等が外部より施設内に流入しないように排水路の点検を行い、定期的及び必要に応じて清掃を行う。

7. 騒音・振動の測定について

環境管理目標値は以下のとおりとする。

タイヤ破砕機（大型ラジアルカッター及び大型トレッドカッター）を音源とし、音源に近接する敷地境界線4地点（東西南北）における騒音の予測計算を行いました。予測計算は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年 環境省）に準拠し実施し、予測結果を表－1に示します。

騒音の予測結果は、いずれの予測点も規制基準を充たす数値です。

表－1 騒音予測結果

単位: dB			
予測点	騒音予測結果	規制基準 ^{注1)}	音源からの距離
予測点(北)	62.6	65	7.1m
予測点(東)	61.0		9.6m
予測点(南)	56.0		80.2m
予測点(西)	48.9		42.6m

注1: 「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準」(平成24年4月1日 大仙市告示第1-10-3号)で定める準工業地域(第3種区域)に係る昼間(午前8時～午後6時)の基準値

振動の測定結果に関して、メーカー提供資料によると、稼働時の破砕機前1mの測定地点で、最大51dBの数値結果です。したがって、規制基準を充たす数値です。

※「振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準」（平成24年4月1日 大仙市告示第1-10-7号）で定める準工業地域(第2種区域)に係る昼間(午前8時～午後7時)の基準値 65dB

8. その他

①表示等

立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える等の必要な措置を講ずる。

立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。

②廃棄物の保管に関すること

保管する廃棄物の量は、できるだけ最小限となるようにする。

③廃棄物の搬入時間に関すること

廃棄物の搬入時間は8:00～16:30迄とし、17:00までに片付け作業を完了する。

④事故防止に関すること

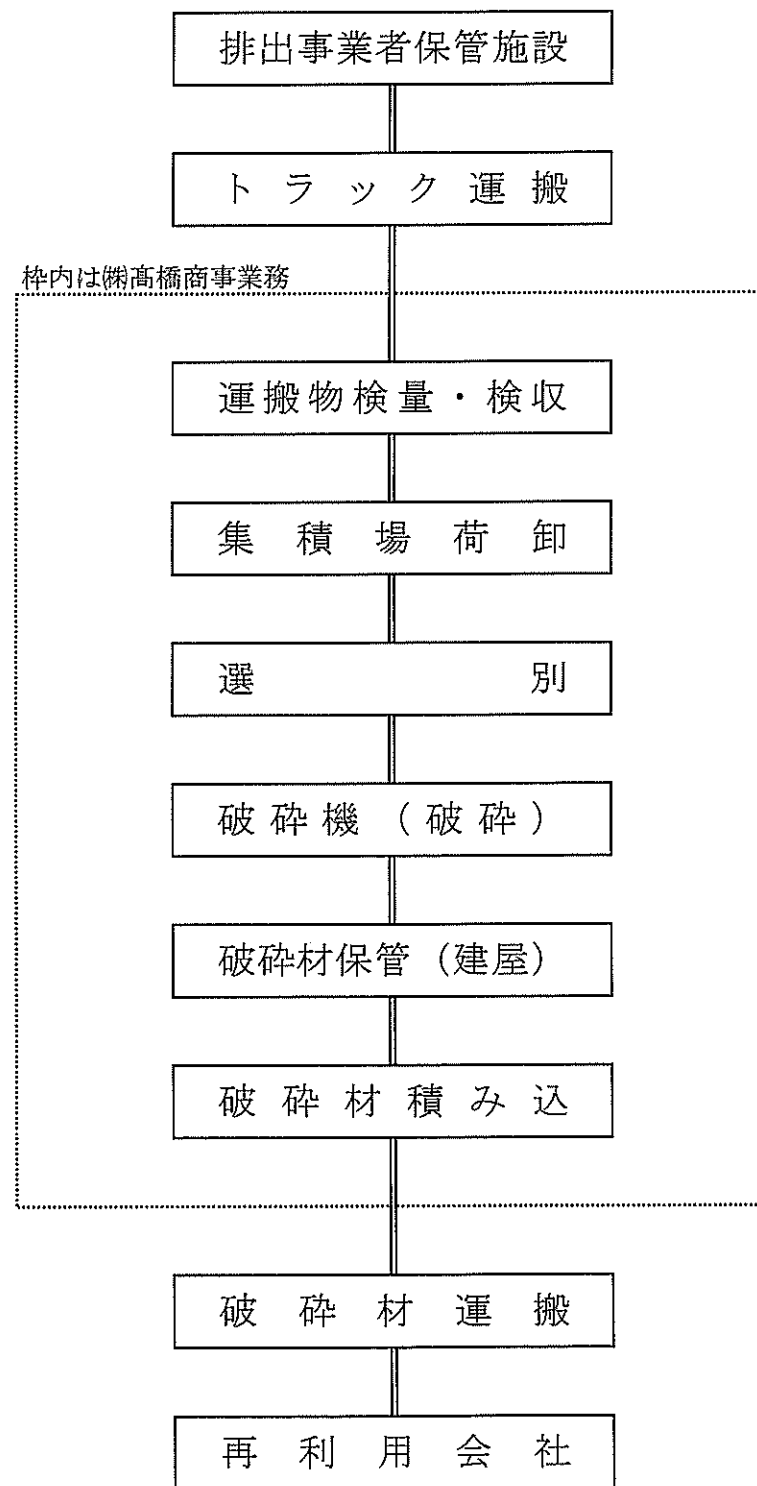
事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施する。

台風・大雨等による事故発生を防止するため、台風・大雨等の際は施設内を巡回するとともに、廃棄物の飛散・流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずる。

⑤処理能力に見合った処理廃棄物の確保

保管施設を超えての受け入れはしないように、超えそうな場合は受け入れを制限するなど必要な措置を講ずる。

廃タイヤ破碎フロー図

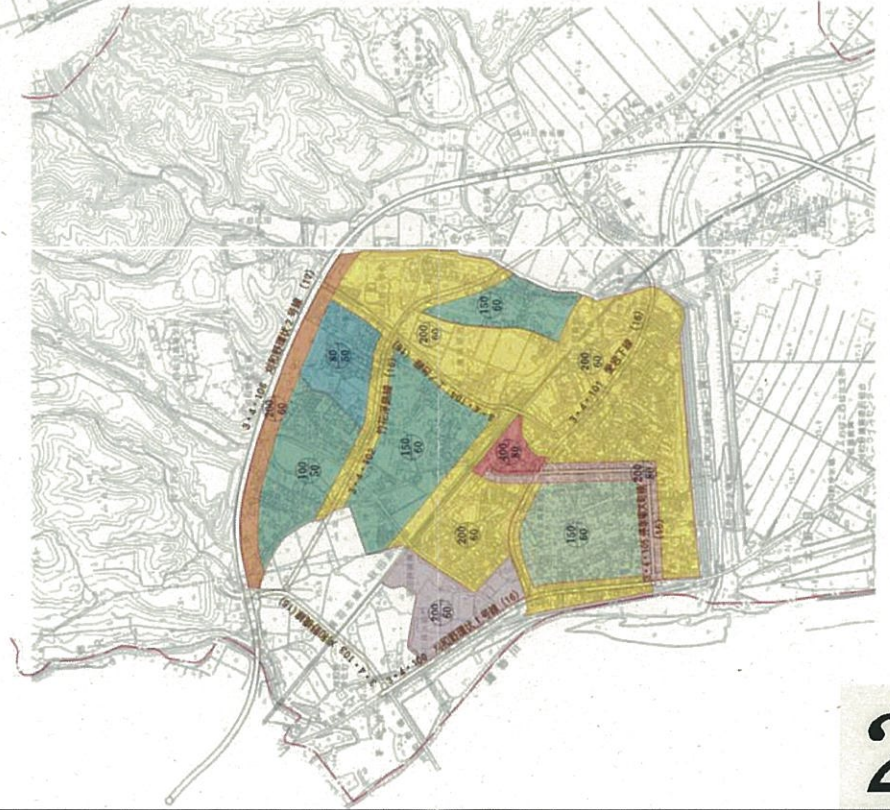


大曲都市計画図



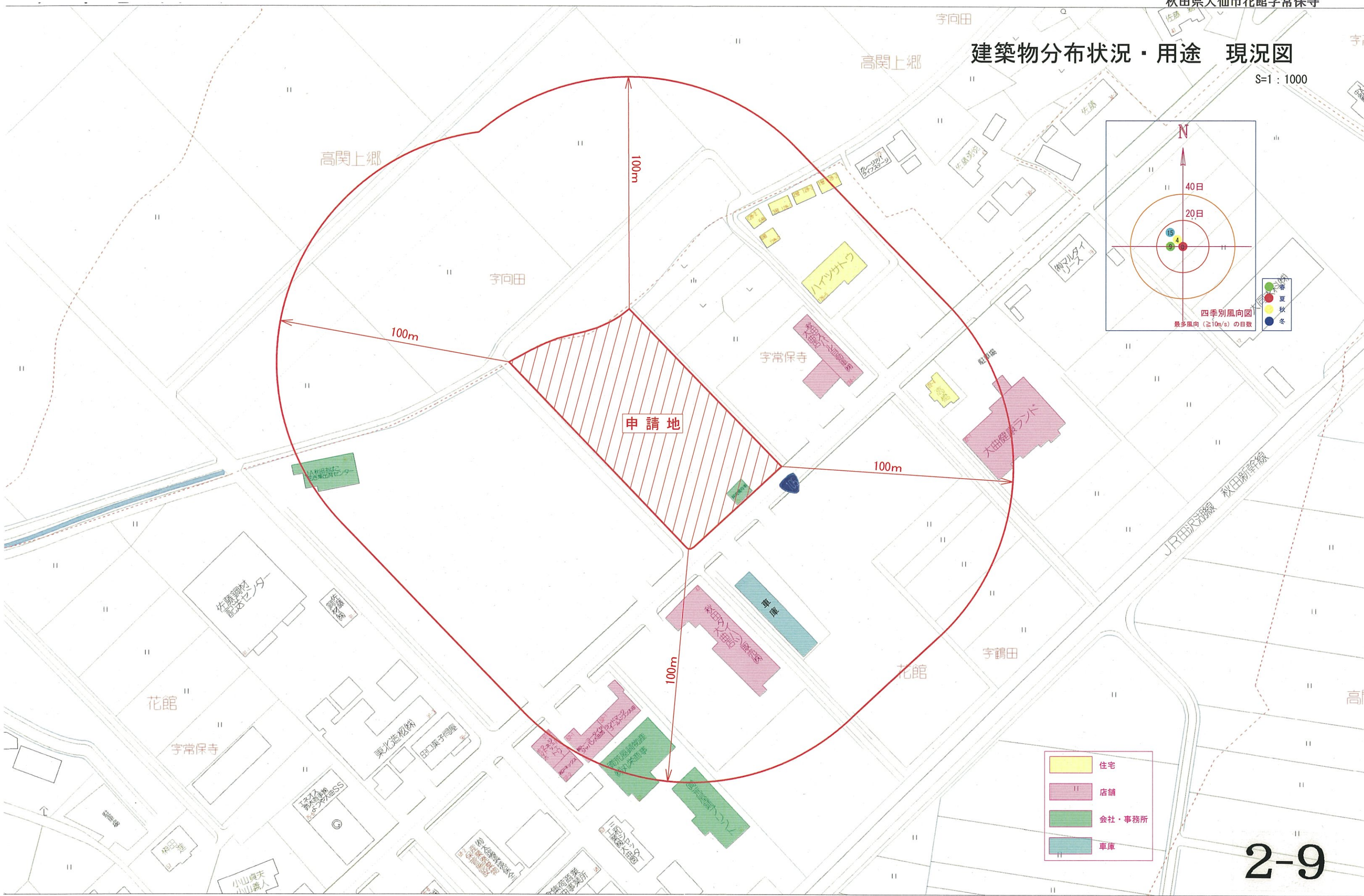
凡	色別	用途	色別	用途
第一種住居地域	緑色	第一種住居地域	緑色	第一種住居地域
第二種住居地域	黄色	第二種住居地域	黄色	第二種住居地域
第三種住居地域	赤色	第三種住居地域	赤色	第三種住居地域
工業地域	青色	工業地域	青色	工業地域
商業地域	茶色	商業地域	茶色	商業地域
その他	その他	その他	その他	その他

用途	色別	用途	色別	用途	色別
第一種住居地域	緑色	第一種住居地域	緑色	第一種住居地域	緑色
第二種住居地域	黄色	第二種住居地域	黄色	第二種住居地域	黄色
第三種住居地域	赤色	第三種住居地域	赤色	第三種住居地域	赤色
工業地域	青色	工業地域	青色	工業地域	青色
商業地域	茶色	商業地域	茶色	商業地域	茶色
その他	その他	その他	その他	その他	その他



建築物分布状況・用途 現況図

S=1 : 1000



建設地：大仙市花館字常保寺113、外

高岡上郷

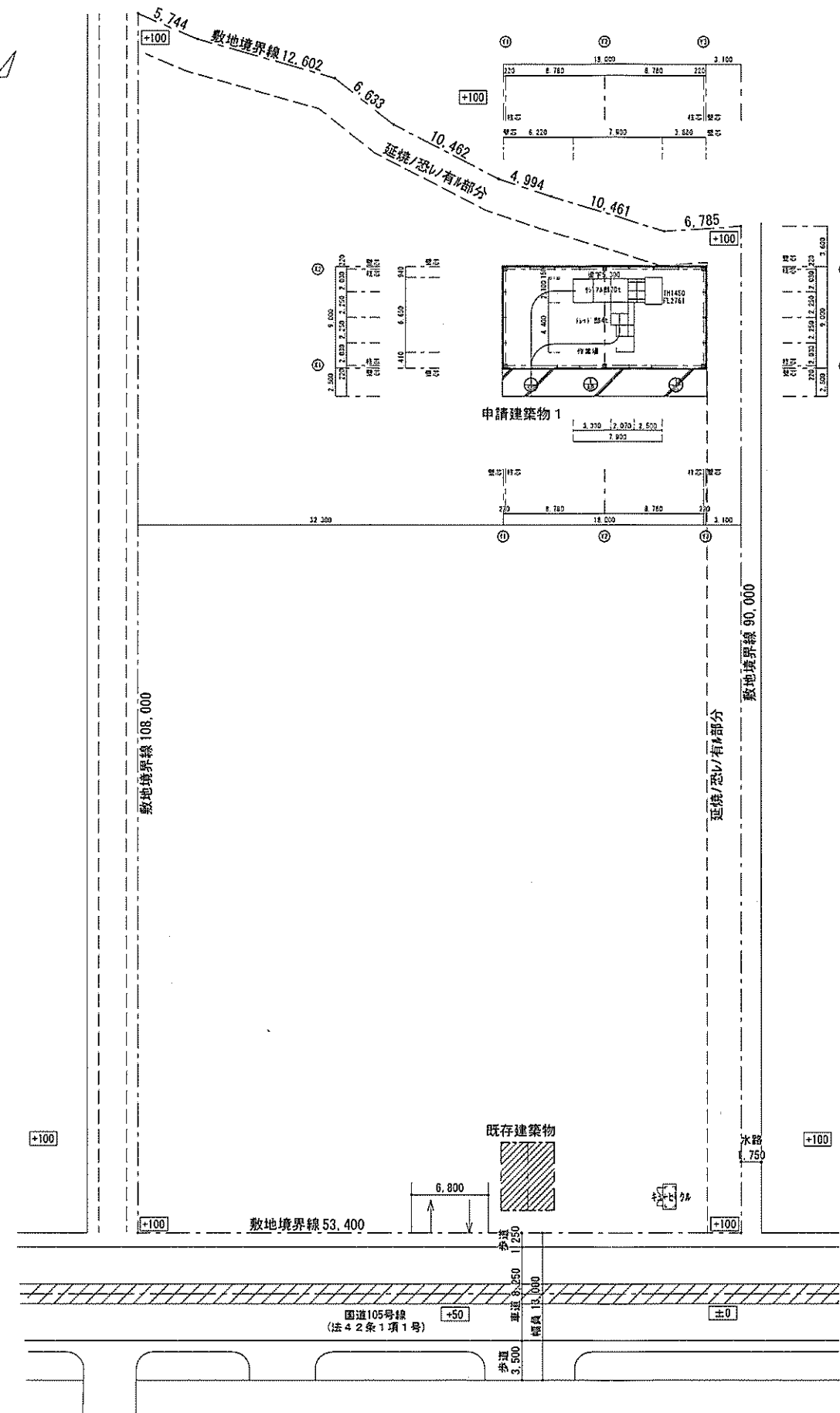
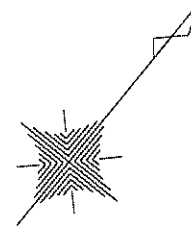
建設地

花館駅

花館

0 50m

案内図



面積表	
敷地面積	5,178.067m ²
申請建築物 1	
延床面積	162.00m ²
	49.02坪
建築面積	189.00m ²
	57.19坪
既存建築物	
延床面積	28.50m ²
	8.62坪
建築面積	28.50m ²
	8.62坪

配置図 S=1:500

2-11

DAY	CHECK	DRAWING	DESIGN	SCALE	株式会社きのえ甲 設計事務所 〒010-0951 秋田市山王3-8-34 TEL. 018-866-2723 FAX. 018-866-2724 一級建築士事務所 知事登録 12-10A-0597 一級建築士登録 206303 吉田谷昭仁	ITEM 高橋商事大曲営業所新築工事	NO B-03
28-3-1				A3=1/500 A2=1/375		配置図	DATE 28-3-2

■ 外部仕上表

部位	仕 上	色・その他・備考
屋 根	ガルバリウム鋼板折板葺 H=166mm 0.8mm ポリエチレンフォーム4mm	FP030RF-0606 シルバー(素地)
軒 天	屋根折板現し 鉄部 SGP塗装	AEP:M1-1031・FUE:(グレー)
外 壁	エド720型 角波カラー鉄板0.4mmサイディング 縦張り	PC030NE-0004
基 礎	コンクリート打放しの上 珪藻土刷毛引き仕上げ迄	グレー H=GL+1150
横 樋	折板用塩ビ製軒樋 W150(折板落とし口200×120)	屋根同色
堅 樋	塩ビ製φ100DP 珪藻土、受金物(ステンレス製) ※落とし口はステンレスメッシュ付	外壁色合わせ
ケ ラ パ	ガルバリウム鋼板 t0.8 加工	屋根同色
水 切	ガルバリウム鋼板 t0.5 加工	外壁色合わせ
建 具	7mm引き違い戸	シルバー又はホワイトの標準色
	軽量シャッター(電動)	シルバー又はホワイトの標準色
床(ポーチ)	コンクリート金ゴテ押え(カッター目地切 @≒5,000、深さ15mm)	グレー

■ 内部仕上表

室名	床	巾 木	壁	天 井	天井高	備 考
倉 庫	コンクリート金ゴテ仕上げ カッター目地切 @≒5000深さ15mm	コンクリート金ゴテ仕上げ H=950	鉄骨胴縁現し	ガルバリウム鋼板折板葺0.8mm ポリエチレンフォーム4mm現し天井	平均天高 FL+5.95	

■ 面積表

申請建築物 1		
延床面積	18.00× 9.00	162.00 m ²
建築面積	18.00×10.50	189.00 m ²
構 造	鉄 骨 造	
階 数	平 屋 建	
最高の高さ	6.58 m	
最高の軒の高さ	6.30 m	
既存建築物		
延床面積	6.00×4.75	28.50 m ²
建築面積	6.00×4.75	28.50 m ²
構 造	軽量鉄骨造	
階 数	平 屋 建	
最高の高さ	2.70 m	
最高の軒の高さ	2.65 m	

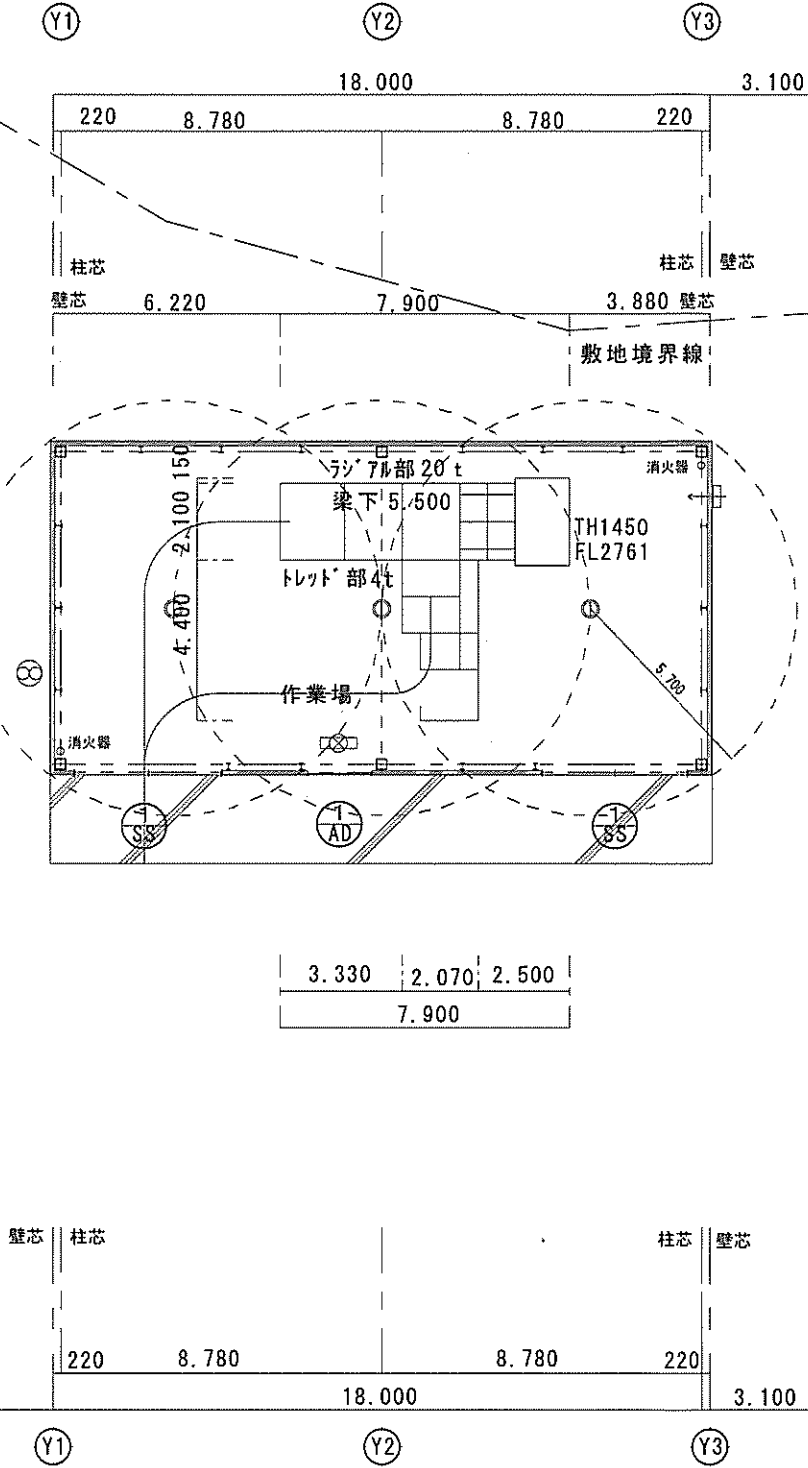
■ 凡例

①	非常照明
□⊗	誘導灯
⊗	換気扇
←□	給気口

面積表	
敷地面積	
延床面積	162.00m ²
	49.02坪
建築面積	189.00m ²
	57.19坪

敷地境界線

32.300



敷地境界線

2-12

DAY

28-3-1

CHECK

DRAWING

DESIGN

SCALE

A3=1/200

A2=1/150

株式会社きのえ甲 設計事務所
〒010-0951 秋田市山王3-8-34
TEL 018-866-2723 FAX 018-866-2724
一級建築士事務所 知事登録 12-10A-0597
一級建築士登録 206303 吉田谷昭仁

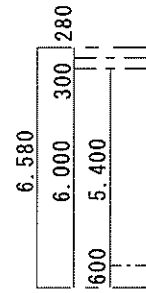
ITEM

高橋商事大曲営業所新築工事

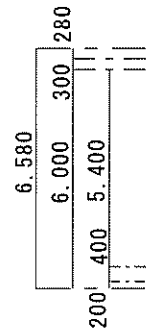
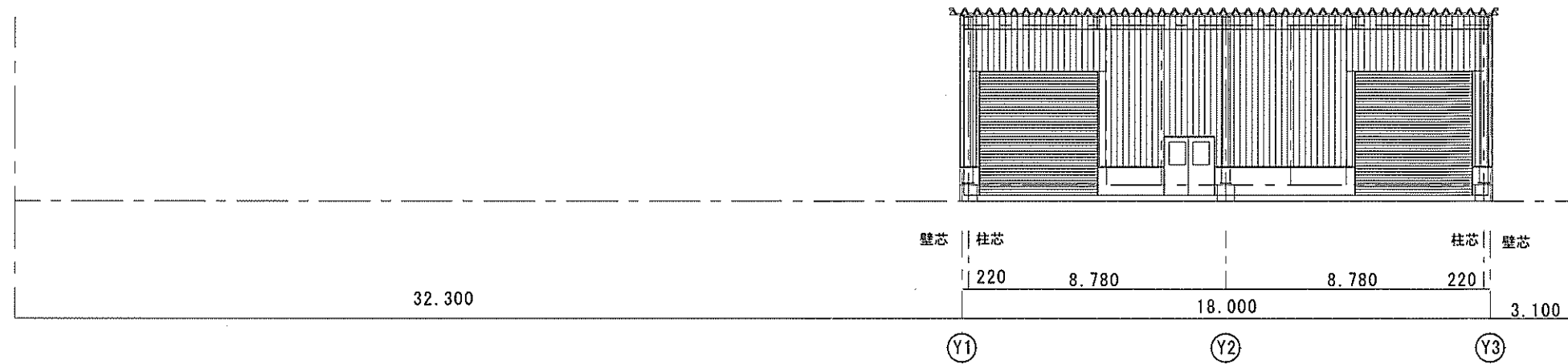
NO B-04

平面図

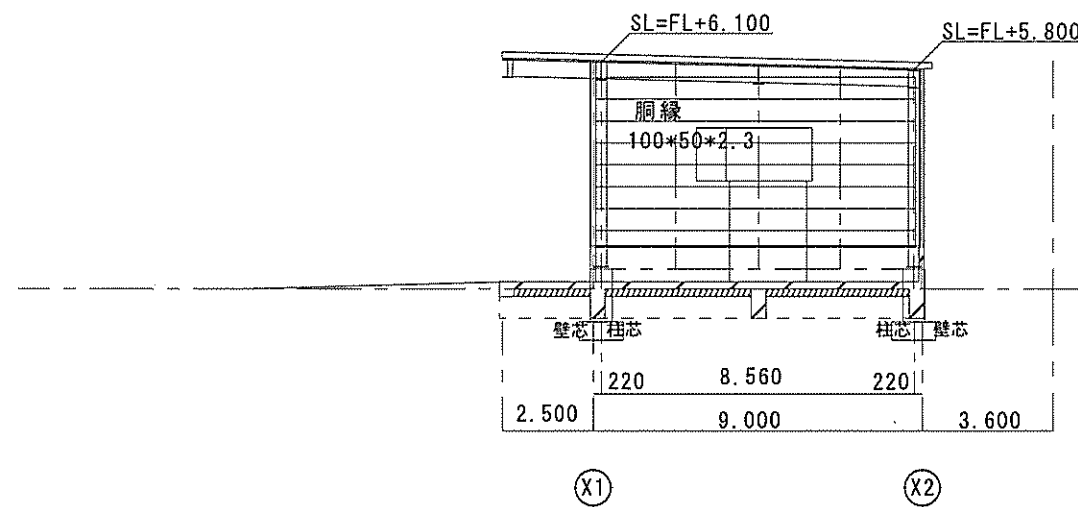
DATE 28-3-2



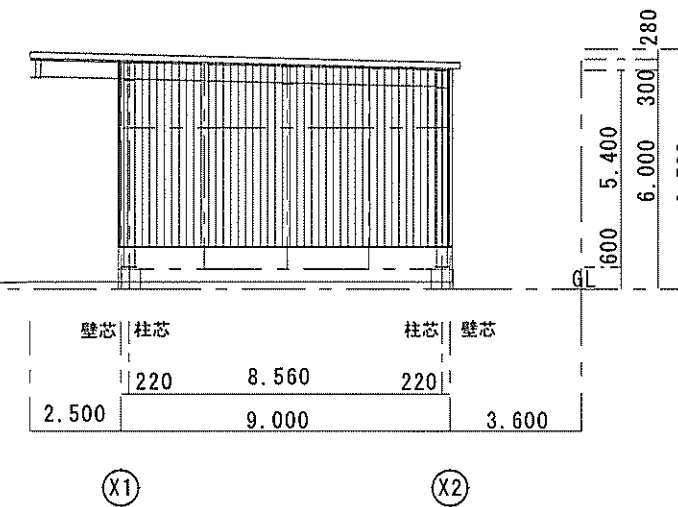
南側立面図



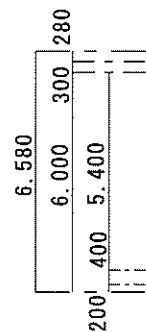
X1-X2断面図



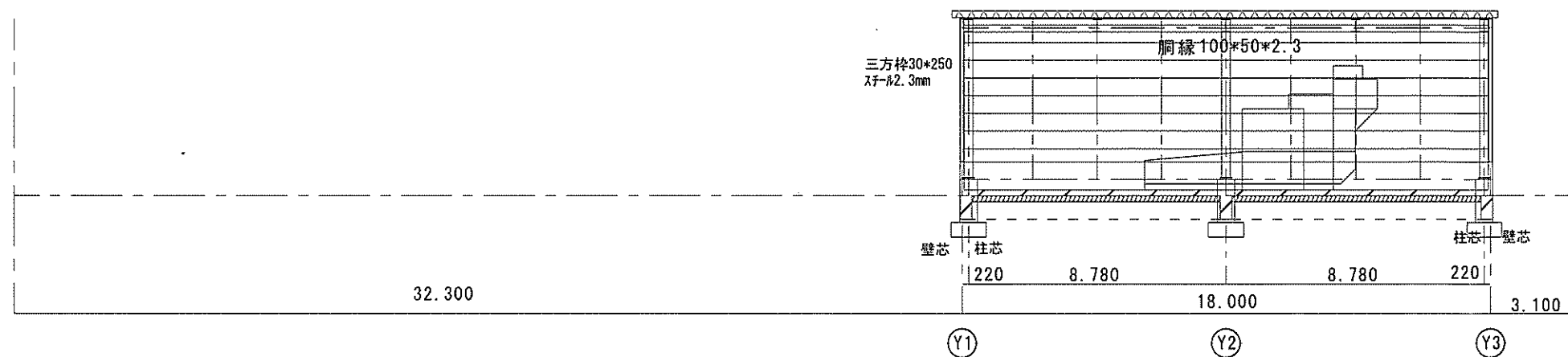
東側立面図



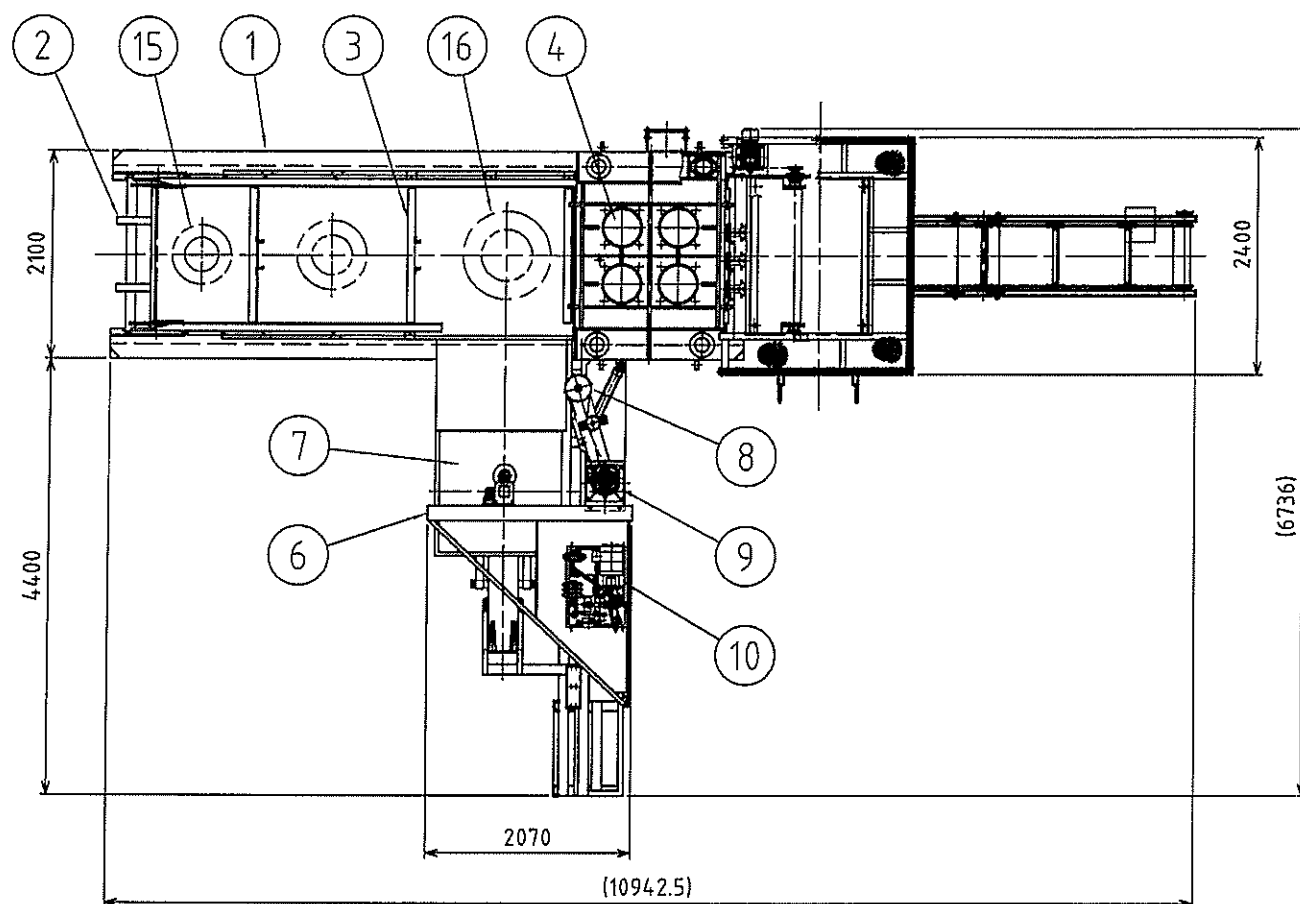
平均天井高さ
 $5.8+6.1 \times 8.56/2$
 $= 50.93\text{m}^2/8.56\text{m}$
 $= 5.95\text{m}$



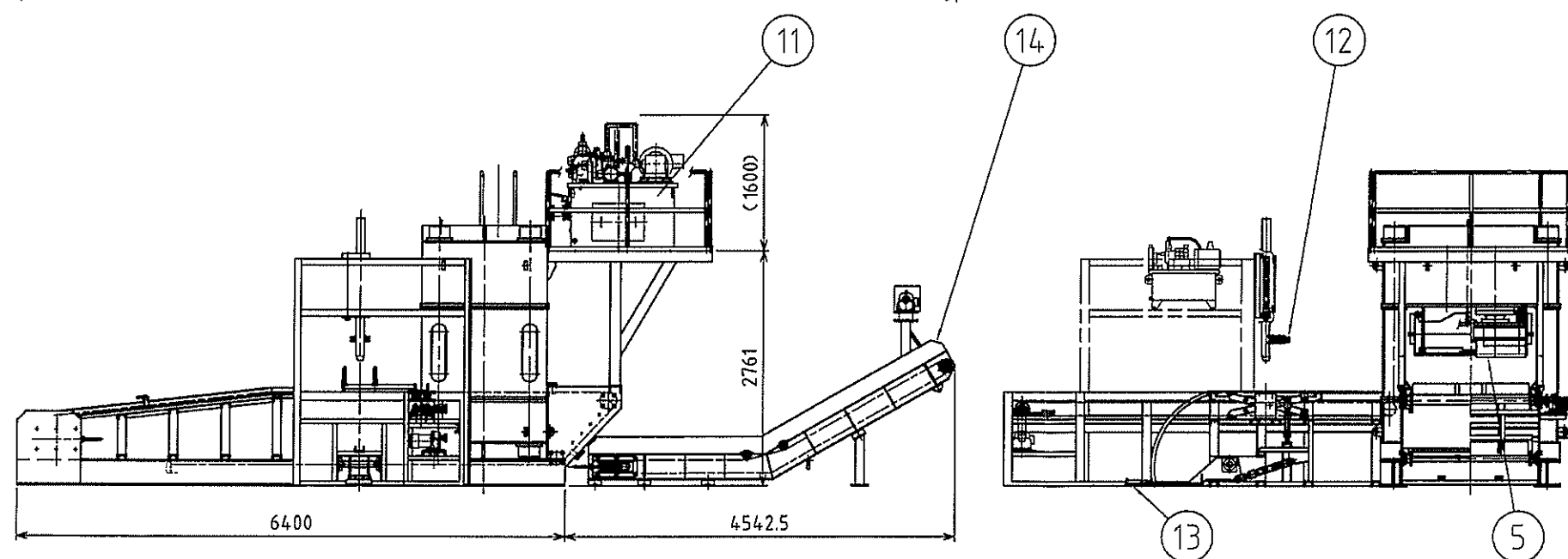
Y1-Y3断面図



DAY 28-3-1	CHECK	DRAWING	DESIGN	SCALE A3=1/200 A2=1/150	株式会社きのえ甲 設計事務所 〒010-0951 秋田市山王3-8-34 TEL. 018-866-2723 FAX. 018-866-2724 一級建築士事務所 知事登録 12-10A-0597 一級建築士登録 206303 吉田谷昭仁	ITEM 高橋商事大曲営業所新築工事 立面図 断面図	NO B-05 DATE 28-3-2
---------------	-------	---------	--------	-------------------------------	---	----------------------------------	------------------------



仕 様		
ラ ジ ア ル 側	油圧用モータ	30kW 6P
	補助	0.75kW 4P
	油圧シリンダ	φ300×4本
	切断力	約480トン
	刃物	16枚
	油圧タンク容量	800リットル
	使用電力	32.25kW
ト レ ッド 側	重量	約20トン
	油圧用モータ	3.7kW 4P
	切断用モータ	5.5kW 4P
	丸刃物	丸刃 1枚
	油圧タンク容量	100リットル
	使用電力	9.95kW
	重量	約4トン



2-14

16	大型タイヤ		1	試
15	乗用車タイヤ		1	試
14	第一排出し形コンベヤ		1	試
13	リフト		1	
12	丸刃物受ローラ		1	
11	ラジアル用油圧ユニット		1	
10	トレッド用油圧ユニット		1	
9	切断用モータ		1	
8	丸刃物		1	
7	テーブル		1	
6	大型トレッドカッター		1	試
5	刃物		1	試
4	油圧シリンダ		4	
3	移動バー		1	試
2	レール		1	試
1	大型ラジアルカッター		1	試
品番	部品名	材質	数量	備考
清水	1/50	名称 大型ラジアルカッター	納入先	株式会社高橋商事 殿
設計	松岡	日付 12.11.17	全体組立図	
株式会社 サカモト		図番	RC-032-G1 0	